

# 名古屋税理士会昭和支部との協議会

令和7年10月15日(水)  
15:50～16:15  
天白文化小劇場

## 1 税務署長挨拶

## 2 税務署からの連絡事項

(1) 「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」の発送日について

(2) 年末調整関係用紙の交付開始時期について

大口徴収義務者に対する交付日及び署交付開始日：10月24日(金)

(3) 国外財産調書制度等の適正な執行の確保について

(4) 所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンターの設置について

開設日：令和7年9月16日（火）

電話番号：0570-02-4562（ナビダイヤル）

受付時間：9：00～17：00

（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）



(5) 「年末調整がよくわかるページ」について



(6) 年末調整手続の電子化の促進について



(7) 会計・経理業務のデジタル化について



3 その他

# 財産債務調書制度等の見直しについて

令和4年度税制改正において、**令和5年分以後の「財産債務調書」の提出義務者・提出期限などについて見直し**が行われました。

(注) **令和4年分以前**の「財産債務調書」は、**従前どおり**ですので、ご注意ください。また、「国外財産調書」についても、一部同様の見直しが行われています。

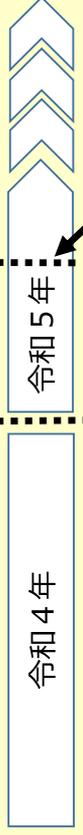
## 改正前

### ① 財産債務調書の提出義務者が拡充されます

以下の①及び②を満たす方

- ① その年分の退職所得を除く各種所得の金額の合計額が2,000万円を超える場合
- ② その年の12月31日において、その合計額が3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産  
(例：有価証券、未決済信用取引)を有する場合

### ② 提出期限が後倒しされます (国外財産調書も同様)



【提出期限 (令和4年分以前の調書)】  
その年の翌年の**3月15日**(注)

### ③ 記載を簡略化できる範囲が拡充されます (一部については国外財産調書も同様)

**100万円未満**の家庭用動産や事業用の未収入金などについては、記載を簡略化することができます。

## 改正後

改正前の提出義務者 (左記の①及び②を満たす方)のほか、以下の方も提出義務者となります。

その年の12月31日において、その合計額が**10億円以上の財産を有する方**



【提出期限 (令和5年分以後の調書)】  
その年の翌年の**6月30日**(注)

### ③ 記載を簡略化できる範囲が拡充されます (一部については国外財産調書も同様)

**300万円未満**の家庭用動産や事業用の未収入金などについては記載を簡略化することができます。  
また、**新たに預貯金についても、記載を一部省略できるようになりました**。そのほか詳細は裏面をご参照ください。

(注) ・財産債務調書及び国外財産調書は、その年の12月31日時点の財産の状況に関して、翌年の提出期限までにご提出ください。  
・提出期限が、日曜日に当たるときはその翌日までに、土曜日に当たるときはその翌々日までに提出ください。

## 改正前

### ③-1 所在別に区分することなく、件数及び総額で記載することのできる範囲が広がります

事業用の  
未収入金  
(受取手形を含む。)

その年の12月31日における価額が**100万円未満**のもの

借入金  
未払金  
(支払手形を含む。)  
その他の債務

**事業又は業務の用に**供する「未払金(支払手形を含む)」・  
「その他の債務」のうち、その年の12月31日における  
金額が**100万円未満**のもの

### ③-2 記載を省略することのできる範囲が広がります

家庭用動産  
(現金、書画骨とう、美術  
工芸品、貴金属類を除く。)

取得価額が**100万円未満**のもの

### ③-3 新たに記載を一部省略することができま

預入高(一口)が  
50万円未満の  
預貯金口座

その年の12月31日における預入高(一口)が**50万円未満**  
の預貯金については、その預入高の記載を省略すること  
ができます。  
その場合、**財産債務調書の「所在」欄又は「備考」欄に  
口座番号を記載**してください。

### ③-4 資産ごとに区分して記載することなく、総額で記載することができま (国外財産調書も同様)

青色申告決算書  
又は収支内訳書  
に記載された  
減価償却資産

**青色申告決算書又は収支内訳書の「減価償却費の計算」  
欄に記載された減価償却資産**については、資産ごとに  
区分して記載することを省略できます。  
その場合、財産債務調書に**総額で記載**してください。

(注) 財産債務調書の様式・あらまし・FAQについては、国税庁ホームページ【[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/zaisan\\_saimu/index.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/zaisan_saimu/index.htm)】に掲載しています  
(**改正分は随時掲載します**)。財産債務調書の提出期限及び提出先などの詳しい内容は、財産債務調書FAQをご確認ください。  
また、国外財産調書についても、国税庁ホームページ【[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/kokugai\\_zaisan/index.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/kokugai_zaisan/index.htm)】に掲載しています。

## 改正後

その年の12月31日における価額が**300万円未満**のもの

**用途を問わず、「借入金」・「未払金(支払手形を含む)」・  
「その他の債務」のうち、その年の12月31日における  
金額が300万円未満**のもの

取得価額が**300万円未満**のもの



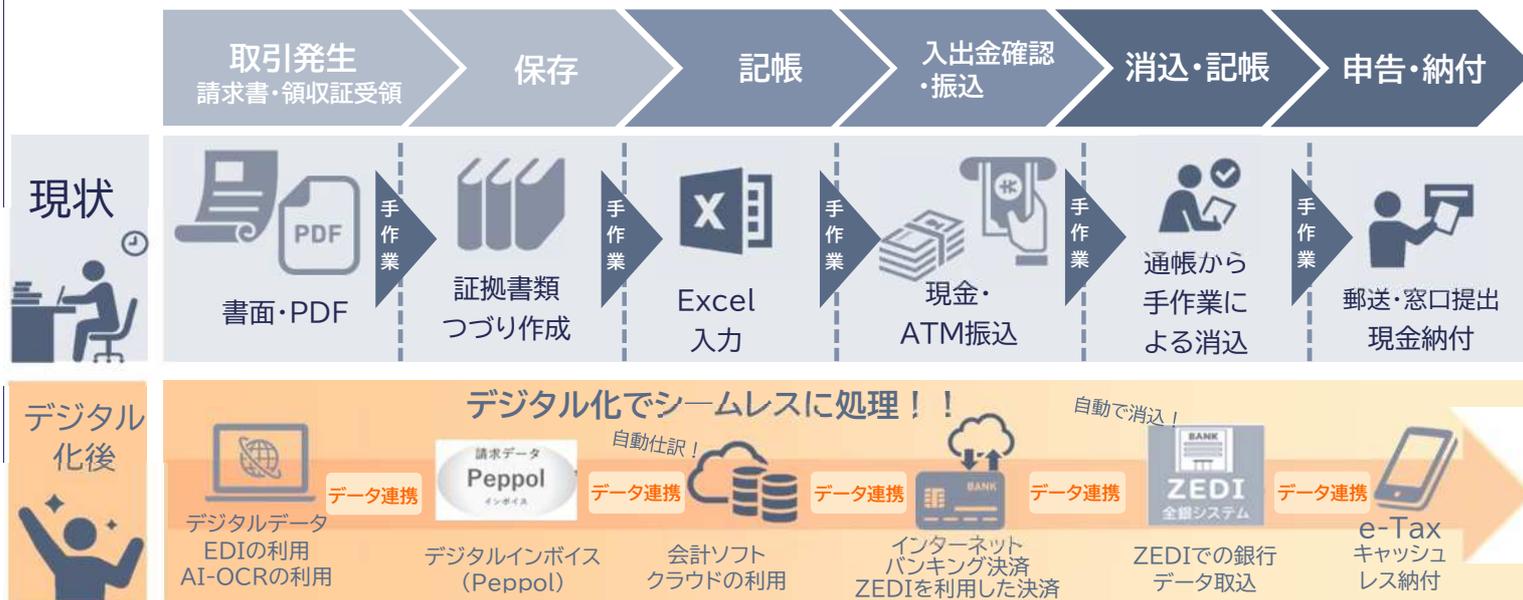
バックオフィス業務の改善を  
お考えの事業者の皆さん！

その業務、まだ手作業ですか？

デジタル化で  
今こそ効率UP!!

経済取引から会計・税務まで 一貫したデジタル処理 による正確性向上・業務効率化！

### 一貫したデジタル処理による効果



会計・経理業務のデジタル化に当たっては、まず会計ソフトの導入から始めましょう。

クラウド会計ソフトなら、インターネットバンキングから入出金情報を取り込んだり、請求書等の証ひょうをスマートフォンやスキャナーで読み取って、自動で仕訳まで行うなどデータ連携させることが可能となります。

経済取引から会計・税務までデジタル化することができれば、事業頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、事業者の生産上や経営の高度化が期待されます。

国税庁事業者のデジタル化促進  
HPはこちら ▶



名古屋国税局(令和7年5月)

どこまでデジタル化に  
対応していますか？

今すぐ裏面をチェック！👍

# どこまでデジタル化に対応していますか？ QRコードを読み込んで導入検討を！

受注・発注業務がデジタル化されていますか？

EDIによる事業者間の情報のやりとり



請求書等の作成業務がデジタル化されていますか？

日々の業務におけるデジタル化のメリット



デジタルインボイスやPeppolをご存知ですか？

Peppol(ペポル)  
EIPAデジタルインボイス推進協議会



全銀EDIを活用した支払を行っていますか？

全銀EDI(ZEDI)  
(一社)全国銀行協会



電子帳簿保存法に対応した帳簿等の保存を行っていますか？

電子帳簿保存法



年末調整を電子化していますか？

年末調整の電子化



IT導入補助金をご存知ですか？

IT導入補助金2025



税務申告はe-Taxを利用していますか？

e-Taxホームページ



## デジタル化に向け 支援機関の積極的な活用がカギ！

中小事業者においてデジタル化は、独力では困難なケースも多く、支援機関である商工会・商工会議所、青色申告会、ITベンダー、税理士、経営相談所(よろず支援拠点等)等の専門的知見を活用することが重要です。

経営相談所



地銀・信用金庫



### 支援機関の有効活用



中小事業者



税理士・  
税理士法人



ITベンダー



商工会・商工会議所・青色申告会

中小事業者の成長を中長期的な目線で見守り続ける地域の支援機関を活用し、デジタルツールの導入により効率的な事務処理を行い、デジタル化のメリットを享受するなど成功体験を蓄積し、更にデジタル化を推進していきましょう。

支援機関等の連絡先一覧はこちら

- ・商工会・商工会議所
- ・よろず支援拠点
- ・IT経営サポートセンター等



※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。